



各種サポートがあります

妊婦のための支援給付

赤ちゃん訪問等で保健師と面談し、子育ての見通しを立てるための相談や情報提供を受けた後、こども1人あたり5万円給付します。※要申請

家庭訪問

妊産婦さんや乳幼児、そのご家庭に保健師（必要に応じて管理栄養士）が家庭訪問し、妊娠・出産、子育てに関する相談などを行っています。

子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家事支援や子育て支援を行います。

産後ケア

支援を必要とする産後1年未満のお母さんを対象に、医療機関や自宅等で、専門スタッフからサポートを受けることができます。利用について

はこども家庭センターにご相談ください。保健師が相談を受けた後に医療機関や助産師と調整します。

対象	周防大島町に住居票がある産後1年未満のお母さんで支援が必要な方
内容	・お母さんのところからだのケア、授乳指導、必要に応じた乳房ケア等 ・赤ちゃんの沐浴、おむつ交換などの指導や相談支援

産後ケアの種類

《ショートステイ／宿泊型》

赤ちゃんと一緒に医療機関等に宿泊し、指導やケアが受けられます。

《デイサービス／通所型》

日中、赤ちゃんと一緒に医療機関等で過ごし、指導やケアが受けられます。

《アウトリーチ／訪問型》

助産師が自宅に訪問し、授乳などの指導やケアが受けられます。

※それぞれ最大7日まで利用可能
※基本的に無料／ただし自己負担が発生する場合があります



◀【申請】



◀【変更・中止】

↑事前に福祉課こども家庭センターに相談の上、QRコードから申請してください。

子育てはじめのいっぽ支援事業

お母さん、お父さんが、不安や悩みを抱え込まずに安心して子育てができるよう、育児用品をこども家庭センター・子育て支援センターの保育士等が直接手渡しし、丁寧に話を伺います。赤ちゃんとの毎日をあたたかく見守り、切れ目のない支援を提供します。

子育てはじめのいっぽ支援事業

対象	周防大島町に住居票があり令和8年4月1日以降に出生したお子さんの保護者
内容	・出生の翌月～1歳の誕生日まで、毎月紙おむつとおしりふきを3パック ・生後6か月に育児用品、玩具等
申請	出生届時にご案内します

費用の助成について

産婦健康診査

産婦健康診査を委託医療機関にて公費負担で受診できます。

対象	周防大島町に住居票がある産婦
内容	問診、診察、体重測定、血圧測定、尿検査、こころの健康チェック
時期	産後2週間、産後1か月

※里帰り出産などで県外医療機関の受診を希望される方は早めにご相談ください。

新生児聴覚検査（耳のきこえの検査）

新生児聴覚検査の検査費用を助成します。

※新生児聴覚検査とは、出生後の入院中（おおむね生後3日以内）に受ける検査です。
※県外の医療機関で受診を希望される方は早めにご相談ください。

未熟児養育医療給付

未熟児（出生体重が2,000g以下または、身体の発育が特に未熟なまま出生した乳児）で、指定養育医療機関で入院治療を必要とする乳児に対し、医療費を一部助成します。※要申請

こども医療費助成

0歳から高校生年代（18歳になって最初の3月31日）のお子さんの入院（食事代等を除く）・通院・薬局での医療費を助成し、医療費の自己負担額を助成しています。



児童手当について

児童手当

0歳から高校生年代（18歳になって最初の3月31日）までのお子さんを養育している方に支給されます。公務員の方は勤務先から支給されますので、勤務先にお問合わせください。

手続きに必要なもの	・請求者、配偶者のマイナンバーがわかるもの ・通帳の写し（請求者名義の口座が確認できるもの）
手当月額	・3歳未満…月額15,000円 ・3歳～高校生年代…月額10,000円（第3子以降は月額30,000円） ※第3子以降の加算期間は児童の兄弟等が22歳になって最初の3月31日まで
届出期日	原則として申請した月の翌月分から支給 ※月末に出生の場合、出生の翌日から15日以内に申請すれば申請日が翌月になっても出生の翌月分から支給

※加入している健康保険が変わった場合はお知らせください。